

入 札 説 明 書

令和8年度大分県漁業調査船「豊洋」前期通常ドックに係る入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 令和8年度大分県漁業調査船「豊洋」前期通常ドック
- (2) 履行場所 受注者が業務を行うドック
- (3) 履行期間 令和8年8月25日から令和8年9月3日までの間
- (4) 業務内容 別添「令和8年度大分県漁業調査船「豊洋」前期通常ドックオーダー表」のとおり

2 入札方法

本案件は、大分県共同利用型電子入札システムにおけるICカード（電子証明書）とカードリーダーの準備及び利用者登録を完了している者とする。なお、紙入札での参加については下記（5）から（7）の規定によることとする。

- (1) 入札参加申請期限は、令和8年7月14日（火）午後5時までとする。
- (2) 入札金額の入力期限は、令和8年7月17日（金）午後5時までとする。
- (3) 入札金額の入力等には、ICカード（電子証明書）とカードリーダーの準備及び利用者登録の完了を要する。
- (4) この入札については、大分県電子入札運用基準（物品・役務）及び大分県共同利用型電子入札システム操作マニュアル（事業者機能）を熟知のうえ入札しなければならない。なお、入札後に大分県共同利用型電子入札システムについての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (5) 入札参加者が紙入札で参加しようとする場合は、次の基準により令和8年7月14日（火）午後5時までに「紙入札（見積）参加届出書」（第1号様式）を発注者に2部提出して承認を得るものとする。

【紙入札を認める基準】

- ① 商号又は代表者等の変更により、ICカードの再取得が間に合わない場合
 - ② ICカードの閉塞（PIN番号の連続した入力ミス）、破損、盗難による再発行手続き中の場合
 - ③ 電子入札の対応が困難であると認められる場合
 - ④ その他やむを得ない事情があると認められる場合
- ※上記①及び②は、社会通念上妥当な手続き期間内に限る。
- (6) 紙入札で参加する場合の関係書類の提出期限は、電子入札の提出期限と同じとし、期限までに発注者に提出するものとする。また、入札書（第2号様式）は、発注者が指定した日時及び場所に提出するものとする。
 - (7) 発注者が紙入札での参加を認めた場合は、当該入札案件についてその後の電子入札への移行は認めないものとする。

3 開札の日時

令和8年7月21日（火）午前9時

4 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第23条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、大分県共同利用型電子入札システムにおいて、電子くじにより落札者を決定する。

- (3) 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合、最低入札価格、再入札の金額の入札期限、開札日時を大分県共同利用型電子入札システムにより通知する。なお、再度の入札は2回までとする。

5 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則第20条第3項第2号により免除とする。

6 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、契約担当者が指定する日時までに契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

（ア） 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

（イ） 過去2年間に国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結するとともに、これらをすべて誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (2) (1) に掲げる契約保証金の納付の免除のための書類を提出する場合は、落札決定の日から5日以内に提出すること。

7 最低制限価格に関する事項

設定しない。（大分県契約事務規則第24条）

8 現場説明会

実施しない。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県佐伯市上浦大字津井浦194番地6

大分県農林水産研究指導センター水産研究部 管理担当

電話番号 0972-32-2155

10 入札の無効

大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

11 入札説明書等に対する質疑

- (1) この説明書およびこれに添付した書類に対する質疑がある場合は、質問票（第3号様式）を次の（ア）から（ウ）により提出すること。

(ア) 提出期限

令和8年7月9日（木）午後4時まで

(イ) 提出場所

大分県佐伯市上浦大字津井浦194番地6

大分県農林水産研究指導センター水産研究部 管理担当

電話番号 0972-32-2155

FAX番号 0972-32-2156

メール a15090@pref.oita.lg.jp

(ウ) 提出方法

アに掲げる期限までに、FAX等で提出すること。FAX送信の際は、送信の直前に電話で連絡すること。

- (2) (1)により受領した質問票への回答は大分県共同利用型電子入札システムに掲示し電子閲覧に供するものとする。